

物価高騰対策給付金に関するお知らせ



ページ番号 1007867 【問合わせ】給付金事業実施本部(市役所3階) ☎84-0600

エネルギー・食料品価格等の物価高騰が続く中、これらの影響が大きい住民税非課税世帯の負担を軽減するための支援として、以下のとおり給付金を支給します。

1 住民税非課税世帯への給付金

対象世帯

令和6年12月13日(基準日)時点で半田市に住民登録があり、かつ、世帯全員の住民税(令和6年度)が非課税である世帯

給付額 1世帯あたり3万円

申請期限 5月30日(金)

申請・給付方法

① 令和5・6年度に同給付金を受給済みの世帯

→3月上旬に対象者へ振込案内通知書を送付し、3月下旬に口座振込を行う予定です。

(口座番号等に変更がない場合は手続不要)

② 上記以外の対象世帯

→3月上旬に受給資格等を確認する確認書を送付し、3月下旬以降、順次、指定の口座へ振込みます。(手続必要)

※次の世帯は、**確認書の送付対象とならないため、申請書等の提出が必要です。**

・世帯の中に一人でも未申告者がいる世帯

・本市で課税状況を判定できない世帯(令和6年1月2日以降に本市に転入してきた人がいる世帯)

・DV等により住民票を移すことができない世帯

2 上記給付金対象世帯への子ども加算

対象者 上記給付金対象世帯で18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童がいる世帯主

給付額 子ども1人あたり2万円

申請・給付方法 物価高騰対策給付金と同じ口座へ振込みます。(手続不要)

給付時期 4月以降、順次給付予定

●市役所を臨時開庁します●

ページ番号 1007013 【問合わせ】市民課 ☎84-0632



窓口が混雑する春先、引っ越しや婚姻などの住民異動にともなう手続きを休日でもできるように、市民課を始め4課を臨時開庁します。

日 時 3月30日(日)、4月6日(日) 8時30分～12時

場 所 市役所1階

取扱業務一覧

課 名	取扱業務
市民課	・住民異動届(転入、転居、転出、世帯変更等)の受付 ・戸籍に関する届の受付 ・火葬許可証の交付 ・印鑑登録申請の受付および登録証の交付 ・住民票、印鑑登録証明書、戸籍謄本(広域交付は3月30日のみ可能)等の交付 ・マイナンバーカードの申請、交付 ・し尿汲み取り券・粗大ゴミシールの販売
地域福祉課	・住民異動届および戸籍の届出にともなう障がい者手帳、障がい者手当、各種支援サービスに関する手続き
高齢介護課	・住民異動届および戸籍の届出にともなう被保険者資格の取得、喪失等手続き ・住民異動にともなう要介護認定に関する手続き
国保年金課	・住民異動届および戸籍の届出にともなう国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、子ども医療、心身障がい者医療、母子・父子家庭等医療の手続き ・出産育児一時金、葬祭費の申請手続き

※その他の業務、他の市区町村などへの確認が必要な業務は、受付できない場合がありますので、事前に担当課へお問合わせください。